

浜名港プレジャーボート係留施設指定管理者選定審査会会議録

1 開催日時 令和元年10月31日(木) 13:30~15:00

2 開催場所 浜松総合庁舎9階901会議室

3 出席者

<選定審査会委員>

氏名	所属・役職
和泉 清明	いずみ公認会計士事務所 公認会計士
上森 達朗	一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会 救助事業部長
大谷 裕紀	中小企業団体中央会 西部事務所長
小林 宏行	海事代理士小林事務所 海事代理士
杉山 雄二	静岡県交通基盤部 理事(交通・通商担当)
恒友 仁	一般財団法人静岡経済研究所 理事

※敬称略、五十音順

<事務局(港湾企画課)>

吉村課長代理、中野班長、美濃口主事

<関係者(浜松土木事務所維持管理課)>

内海課長、岩瀬課長代理

4 会長選任

選定審査会委員の互選の結果、恒友仁委員が会長として選任され、会長は副会長に小林宏行委員を指名した。

5 会議の内容

(注) 申請者、委員及び事務局の発言の要旨を記載している。

発言者は特定しておらず、会長は会長職としての発言のみ特定している。

会 長 事務局に公募に係る概要報告をお願いする。

事務局 現地説明会参加者が1団体、うち申請者は「公益財団法人浜名湖総合環境財団」のみであった。現地説明会では募集要項及び施設管理の基準について説明し、管理する施設を現地で確認した。次に審査基準について説明する。事務局は申請書類を受け付け、資格審査及び価格（下限）審査を行い、審査会は提案審査を行う。提案審査ではヒアリングを実施後、評価点を記載してもらおう。申請者が単独の場合、明確な不合格点は設けないが、募集要項で県が求めている業務等を明らかに満たしていない場合は審査会による審議が必要となる。以上の審査の結果問題ないと判断されれば申請者を次期指定管理者の優先交渉権者として決定することとなる。

会長 事務局からの募集要項・審査基準等について何か質問はあるか。

委員 （意見なし）

会長 申請者のヒアリングを実施する。

（申請者入室、プレゼンテーション（20分間））

会長 申請者への質疑はあるか。

委員 公共マリーナ、公共係留施設、舞阪 PBS の3箇所を一体管理しているというが、この施設間の移動は、あるのか。

申請者 施設間の移動は、年間10隻程度、申請を受け付けている。公共マリーナと舞阪 PBS 間は受け付けているが、公共マリーナから公共係留施設への移動は受け付けていない。

委員 舞阪 PBS の第一目的は舞阪地区の不法係留対策で始まっている。浜名湖全体ではない。舞阪地区で不法係留問題はなくなったが、舞阪地区のマリーナに民業圧迫の影響は出ているのか。

申請者 影響はほとんど出ていない。元々放置艇は、民間マリーナに入らない人たちであったため、民間マリーナ側としては、取り締まりをして、施設に収容してほしい、という強い要望を持っていた。民間マリーナに係留する人と、放置艇では階層が違うため、舞阪 PBS が民間マリーナの経営を圧迫していることはないと考えている。舞阪 PBS が新規艇を募集することについても、民間マリーナが創造できない需要を舞阪 PBS が創造し、育った人を民間マリーナで受け入れたい、と考えている。

委員 指定管理を初めて5年経過するが、過去一番印象に残る大きな事故等の対策について教えてほしい。

申請者 指定管理が始まってから大きな事故はない。指定管理導入前に、台風で10隻程度が転覆して問題となったことがあったが、県とも協力して話し合いにより解決した。

委員 地元の信用が厚いことがよくわかった。過去のクレーム対応について、参考に教えてほしい。

- 申請者 所有者が、利用料を払わないことがある。2年間払わない場合は県と相談し、裁判を起こす。現状、ほとんど利用料をとれているが、所有者が行方不明の場合や病院等の施設に入ってしまうと、船を撤去することになり、県の力を借りないと対応できない場合がある。また、年に一回アンケートを行っており、一番多い意見は、利用料が高い、というものである。このようなクレームが出る大きな原因は、所有者の約7割が70歳以上の年金暮らしをしている高齢者であるためである。一方で、舞阪PBSは、民間の利用料の1/3程度であるため、高いと言われてもいかんともしがたい。
- 委員 収支計画について、利用料の見込み、修繕費について、従前と比べてどのように考えているのか、災害があった場合、指定管理者にかかる責任とその保険等が見込まれているのか、3点教えてほしい。
- 申請者 収入見込みについて、過去の係船者数の減少率を利用して、令和2年度以降の隻数を算出している。修繕費は、毎年150万円を計上している。県との協定により、1件当たり100万円未満を指定管理者が実施している。実際は、大型台風が来ると、修繕費がかさんでおり、過去の実績を参考に計上した。災害等については、舞阪PBSは申請者が保険に加入し、災害により施設に支障が出た場合は保険で対応が可能となっている。
- 委員 業界全体で利用者数が減少しているのか。
- 申請者 全国的に、利用者が減少している。特に、所有者の年齢が高くなっており、マリン業界全体が厳しい状況に入っている。全国的に所有者の6割以上が、70歳以上で、若い世代がマリンレジャーに進出していない。
- 委員 若い層というのはいくつぐらいなのか。
- 申請者 30代から40代を想定しているが、一番いいのは20代前後である。一方で、その代はマリンスポーツをなかなかしない。30年前には、女性が免許をとる時期があったが、ブームが終わり、マリン業界に携わる人は少なくなった。
- 申請者 申請資料の53頁にもあるが、収容隻数はこの10年で隻数は減少している。高齢者が利用者のほとんどで、船を引き継ぐ人がいない。このような状況を踏まえながら、過去の減少率と増加をあまり見込めない中での計算をしている。
- 申請者 補足すると、新規艇の募集をしている。財団全体では、年間80隻程度、舞阪PBSでは10隻を募集している。隻数について、民間の了解を得ながら新規の船を入れている。新規募集がなければ、隻数はさらに減少しており、減少について、対策をしている。
- 委員 新規で入ってくる方の年代はいくつぐらいなのか。
- 申請者 若い世代で、30代から40代である。
- 委員 年に1度しか新規募集をしていないが、回数を増やしても利用者は増えないのか。
- 申請者 増えない。
- 委員 船を持ちたい人は船の置く場所が問題になる。新規募集のチャンスが年に1回では、少なすぎるように感じる。

申請者 シーズンを見込んで募集を実施している。10月から3月は、所有者は船に乗らない。3月に船に乗った人が、自分も船ほしいと考え、6月に新規募集の申込みをして船を購入し、10月から利用するのがパターンとなっている。

委員 2回募集を実施しても利用者は増えないか。

申請者 増えない。募集隻数の上限を民間マリーナと80隻と決めている。それ以上増やすためには、話し合いが必要で、民間マリーナはこれ以上は譲れない様子である。

委員 それでも空いているバースがあり、もったいなく感じる。

申請者 検討はしてみる。

委員 年式の古い船が多く見受けられたが、航行できなくなった場合、対応はあるのか。

申請者 対応は、行なっていない。

委員 お客さん任せなのか。

申請者 対応しないことを前提に価格設定をしている。舞阪PBSに係留するには、損害賠償責任保険に入るのを条件としている。体制からすると、財団が管理する係留施設に係留する2,500隻をフォローして助けに行くことはできない。

委員 海上保安部はカバーしているのか。

申請者 海上保安部は浜名湖の一部、港湾区域のみ対応し、残りは河川区域であるため警察が対応する。浜名湖には、「浜名湖和船」がたくさんおり、浜名湖内で、乗る船が多い。外海へ出るのは、民間マリーナの大型船である。8メートル未満の小さい船は、浜名湖内での遭難であり、それは対応できると考えている。

会長 他に質問はあるか。

委員 (質問なし)

会長 ここで申請者には退出していただく。

(申請者退出)

会長 審査に入る。各委員は評価シートに評価を行い、事務局に提出してほしい。

(事務局取りまとめ)

会長 評価の結果、200点満点中157点という結果となった。委員から何か意見はあるか。

委員 (意見なし)

会長 審議の結果、申請者を県との優先交渉権者とするということによろしいか。

委員 (異議なし)

会長 申請者を県との優先交渉権者とする。制度が導入されて5年経過し、その間に状況も変わってきている中で、今後のより良い管理運営という観点から委員の意見を伺う。

委員 人口減少とか高齢化とか世間一般と同じような問題を抱えているというのは環境としてあるが、財団自体は、5年間の実績があって、これからもよくやってくれるのではないか、と思っている。

事務局 審議にもあったとおり、申請者を県との優先交渉権者とし、今後交渉を行い、12月県議会での議決を経た上で、指定管理者として指定する。